

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(平成24年度上期報告)

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(平成24年度上期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成24年度の品質方針を設定し、電子掲示板により全社員に周知した。

(設定・周知は平成23年度下期に実施)

4月3日、「品質保証大会」を開催し、当社社員及び協力会社の社員へ品質方針を再度周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成24年度の品質目標を設定し、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。(設定・周知は平成23年度下期に実施)

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成24年度の品質目標を設定し、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。(設定・周知は平成23年度下期に実施)

(3) 社長による評価

(品質保証室)

実施状況：社長は、品質保証室の第1回レビューを7月24日に実施した。

実施結果：第1四半期の保安活動に関する業務等の進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確認した」と評価された。

なお、今回の指示事項として「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」として取り組んできた「コミュニケーションの充実」、「リスクを低減する活動の基盤強化」、「必要な資源の確保」、「組織の連携強化」及び「教育・訓練の充実」については、最低1年間、日常業務として定着していくことを確認すること」があった。

(再処理事業部)

実施状況：社長は、再処理事業部の第1回レビューを7月24日に実施した。

実施結果：第1四半期の保安活動に関する業務等の進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「1件の保安規定違反（監視すべき事項）が発生しているが、その他については業務計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確

認した」と評価された。

なお、主な指示事項として「協力会社社員を含めた全員の安全意識・安全感度を如何にして高めていくか、部長だけでなく、課長、副長も、現場力の底上げに向けて自分の部下を徹底して指導すること」等があった。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「再処理施設保安規定」、「品質保証計画書（品質保証室）」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、「再処理施設保安規定」、「再処理事業部 品質保証計画書」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施したが、再処理施設に係る以下の不適合事象（保安規定違反）1件が確認された。

・低レベル廃棄物処理建屋における放射性廃棄物の受入れに係る不適切な放射線管理

低レベル廃棄物処理建屋において分析建屋から受け入れたパディラック^{※1}を保護容器^{※2}から取り出す作業（汚染のおそれのある開梱作業）を、同建屋内での工事に伴う搬送経路変更のため、汚染のおそれのない区域（管理区域）（「以下「A区域」という。」）で実施していたことを確認した。

パディラックの保護容器からの取り出し作業をA区域で実施する場合、パディラックの表面に汚染がないことを確認した上で汚染のおそれのない作業として実施するか、又は汚染のおそれのある作業として社内ルールで定められた放射線管理上の措置を講じることが必要だったが、これらの措置の放射線管理の計画への反映および同計画に基づいた作業が実施されていなかったものである。

本件に対して、5月21日、原子力安全・保安院から保安規定違反（監視すべき事項）との判定を受けた。

改善策として、保護容器をA区域で取り外す際に分析建屋にてパディラック本体の搬出サーベイが実施されていることを確認することを手順及び放射線管理の計画に追加するとともに、低レベル廃棄物処理建屋のA区域で保護容器からパディラック本体を取出すため、分析建屋にて事前の搬出サーベイを実施することを手順に追加して改正を行い関係者への周知教育を行った。

また、「再処理事業部 放射線管理細則」において、A区域における汚染のおそれのある作業を禁止すること及び「再処理事業部 放射線作業細則」において、A区

域で内部に汚染のおそれのある物品の開梱を禁止することを追加して改正し関係者へ周知した。

- ※1 パディラック：低レベル放射性固体廃棄物を運搬するための遮へい機能を有する容器。
- ※2 保護容器：パディラック保護のため、パディラックを封入する容器。

(6) 調達

再処理事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

(7) 内部監査

(品質保証室)

実施状況：期間中（上期）の内部監査はなし。（下期に実施予定）

(再処理事業部)

実施状況：再処理事業部安全管理部長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、各部署に対する内部監査を実施した。

実施結果：「受注者へ配布する文書の最新版管理がなされていないものがある」等の指摘事項が12件、「設備保守の指導者の力量を明確にすることを要望する」等の要望事項が13件あったが、それ以外は文書類に基づき改善に向けたPlan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。なお、指摘・要望事項については、文書類に基づき是正・予防処置を行い、改善を図っていく。

(8) 不適合管理

(品質保証室)

期間中（上期）に発生した不適合はなかった。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合を確實に識別し、処置及び記録した。

期間中（上期）に発生した不適合等の件数：37件

(9) 是正処置及び予防処置

(品質保証室)

期間中（上期）該当なし。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を

行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるよう、関係法令及び保安規定の遵守に関する事項、再処理施設の構造、性能及び操作に関する事項、放射線管理に関する事項等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第14回会議を7月19日に開催した。

(議題)

- ・サイクル政策及び各事業の現状について
- ・協力会社における労災ゼロ、不適合ゼロを目指とした活動状況について

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

3. 品質保証に係る顧問会

第19回顧問会を8月10日に開催した。

(議題)

- ・平成24年度品質保証活動の実績及び予定
- ・再処理施設安全性レビューの概要について
- ・再処理工場運転部当直員の人材育成プログラムについて
- ・協力会社に対する教育訓練の進め方等に関する現在の取り組みについて

4. 品質保証体制の再構築に向けた取組

「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」として取り組んできた「コミュニケーションの充実」、「リスクを低減する活動の基盤強化」、「必要な資源の確保」、「組織の連携強化」及び「教育・訓練の充実」については、平成24年3月末までの3年間の活動実績を踏まえて評価した結果、各項目で一定の効果が確認されるとともに、各項目に対する対策が既存の業務管理の仕組みの中で管理されていることが確認できた。このため今年度からは、日常業務として実施している。

主な実施状況は下記のとおり。

(品質保証室)

他企業研修を計画どおり実施した。訪問先企業の現場観察と管理職との意見交換を通して、研修受講者各自が自分を見つめ、行動革新に向けて今後の具体的な行動計画

を策定することができた。

(再処理事業部)

毎朝開かれる再処理事業部の連絡会で、重要課題の実施状況や工程の状況、懸案事項等について再処理事業部長と部長・課長クラスが直接的に議論・情報共有し、コミュニケーションの向上を図った。

5. その他

(1) 品質保証大会

- ・4月3日に「品質保証大会」を開催した。
(参加者：約1,600名 協力会社社員含む)

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：品質保証室及び再処理事業部はロイド・レジスター・ジャパン（有）による平成24年度第1回定期監査を受けた。（監査実施日：品質保証室8月1日～2日、再処理事業部7月17日～20日）

監査結果：(総合所見)

コミュニケーションの充実、リスクを低減する活動の基盤強化、必要な資源の確保、組織の連携強化、教育・訓練の充実及びヒューマンエラー防止対策の実施状況等について監査を受けた。その結果、「いずれの被監査部門にも指摘事項、観察事項は観察されなかった」との評価を得た。

(品質保証室)

「内部監査員の力量向上を狙いとして、第三者外部監査に内部監査員をオブザーバ参加させる活動が行われているが、オブザーバ参加した本人から感想を聴取する等、何らかの評価を行うようにしてはどうか」等、提言事項が2件あった。

(再処理事業部)

「トラブル、不適合事象発生の遠因として、再処理事業部の品質保証標準類が多すぎることが挙げられる。本課題は、非常に重要であることは言うまでもないが、再処理事業部全体の品質保証標準類の整理・統合を遂行するためには、全体の遂行状況の的確な進捗管理に加えて、多大な人的負荷も要求される。全再処理事業部メンバー一丸となった活発な活動を期待する」等、提言事項が3件あった。

(監査報告書については平成24年9月28日に提出済)

①2012年度第1回定期監査報告書（全体総括）

（W03054735号-0）（2012年9月10日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

②2012年度第1回定期監査報告書（その4）品質保証室の監査結果

（W03054735号-4）（2012年9月10日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

③2012年度第1回定期監査報告書（その1）再処理事業部の監査結果

（W03054735号-1）（2012年9月10日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

以上